

会員通知 第172号  
平成21年11月6日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

企業行動規範の整備等に伴う上場制度の見直しに係る  
「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本所の定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年6月17日に公表された金融庁金融審議会の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告書において、上場会社等については、コーポレート・ガバナンスの充実を通じて良質な経営が実現されていくことが重要であるとの観点から、取引所ルールの整備等について広範な提言がなされました。そこで本所は、当該提言内容などを踏まえ、次のような趣旨から所要の制度整備を行うものです。

まず、企業行動規範について、上場会社として最低限守るべき事項を明示するために「遵守すべき事項」と「望まれる事項」とに区分したうえで、前者を公表措置等の実効性確保手段の対象とするとともに、昨今の多様化を踏まえた実効性確保手段の整理などを行います。

また、内外の投資家が安心して投資できる環境の整備に向けて、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希釈化を伴う第三者割当を上場廃止の審査の対象とするなど、第三者割当及び株式併合等について、上場制度上の対応を行います。

さらに、株主と上場会社の対話促進に向けて、早期に株主総会の招集通知等にアクセスできる環境の整備を図ります。

合わせて、適時開示の一層の充実を図るために、会社情報の適時開示に係る開示審査の観点を明示するなど、所要の制度整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 企業行動規範の整備

(1) 体系の再構成

- ・ 「企業行動規範に関する規則」において定めた企業行動規範を、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」と、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」に区分して再構成するものとします。

(2) 体系の再構成に伴う項目の追加

- ・ 企業行動規範の体系の再構成に併せて、以下に掲げる事項を「遵守すべき事項」として規定します。
  - a 上場会社は、内部者取引を行わないこと。
  - b 上場会社は、反社会的勢力との関係を持たないこと。
- ・ 上場会社は、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないこと。

とを、「遵守すべき事項」として規定します。

## 2. 実効性確保手段の多様化を踏まえた対応等

### (1) 実効性確保手段の適用対象の拡充

- ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合及び「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下『適時開示規則』といいます。）」に違反した場合の実効性確保手段として、改善を促す観点からの改善報告書、特設注意市場銘柄と、ペナルティ的観点からの公表措置の適用対象とします。

### (2) 実効性確保手段の位置付けの見直し

- ・ 改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められない場合で、かつ、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、特設注意市場銘柄に指定できるものとします。

### (3) 反社会的勢力との関係に関する上場廃止基準の新設

- ・ 上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと認められるときは、その上場を廃止します。

### (4) 注意勧告制度の廃止

- ・ 有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は、廃止するものとします。

## 3. 投資者が安心して投資できる環境の整備

### (1) 第三者割当への対応

#### ①上場廃止基準の整備

- ・ 上場会社が第三者割当を行う場合において、割当前の発行済み株式に係る総議決権数に対する、当該第三者割当による発行株式に係る議決権数の比率（以下「希釈化率」といいます。）が300%を超えるときは、株主の利益を侵害するおそれが少ないと認められる場合を除き、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止します。
- ・ 第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められるときは、その上場を廃止します。

#### ②企業行動規範の新設

- ・ 上場会社が第三者割当を行う場合で、希釈化率が25%以上となる時、又は、支配株主が異動することになるときは、原則として、a又はbの手続きを経ることを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。

a 第三者委員会などの経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手

b 株主総会の決議などの株主の意思確認

#### ③適時開示に関する規定の新設

- ・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うことを求めます。
  - a 割当先の資金手当ての確認状況（その方法及び結果）
  - b 発行価額の算定根拠及びその具体的な説明（本所が必要と認める場合は有利発行該

当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見書の添付等を含みます。)

c 上記3.(1)②に定める手続きを要する場合にはその内容(手続きを要しない場合にはその理由)

d その他第三者割当について投資判断上重要と認められる事項

④確認書の提出

- ・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力と関係がない旨を記載した確認書を提出するものとします。

(2) 株式併合に係る上場廃止基準の整備

- ・ 上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止します。

(3) MBOに係る企業行動規範の新設

- ・ MBOが実施される場合は、必要かつ十分な適時開示を行うことを企業行動規範の「遵守すべき事項」として定めます。

4. 株主と上場会社の対話促進のための環境整備

- ・ 上場会社は、株主総会の招集通知、添付書類及び議決権行使に関する参考書類(以下「招集通知等」といいます。)を電磁的方法により本所に速やかに提出するとともに、本所が当該招集通知等を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

5. 会社情報の適時開示等の充実に向けた対応

- ・ 上場会社は、会社情報の適時開示については、次に掲げる事項を満たすよう行わなければならないこととします。
  - a 開示情報の内容が虚偽でないこと。
  - b 開示情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
  - c 開示情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
  - d その他開示の適正性を欠くものでないこと。
- ・ 上場会社は、形式的な開示要件に該当しない場合においても、それを理由により適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない旨を定めている現行の規定に違反した場合について、実効性確保手段の対象範囲に含めることとします。

6. 上場会社監査事務所登録制度に関する企業行動規範の追加

- ・ 上場会社は上場会社監査事務所登録制度に基づき登録又は準登録されている監査事務所の監査を受けることを、企業行動規範の「望まれる事項」として定めます。

7. 支配株主との取引における開示の充実

- ・ 支配株主を有する上場会社は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の中で開示を行うものとします。
- ・ 支配株主を有する上場会社は、前事業年度における支配株主等との取引に関する事項及び当該取引に係る上記指針に定める方策の履行の状況について、事業年度経過後3か月以内に開示を行うものとします。

## 8. その他

### (1) 有報等の提出延長承認時の開示

- ・ 上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示するものとします。

### (2) 新規上場に係る形式要件の見直し

- ・ 新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとします。

### (3) 吸収合併等に係る市場変更時等の取扱いの見直し

- ・ 既存市場の上場会社がアンビシャスの上場会社の吸収合併等を行った場合で、当該既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと認めるときは、3年の猶予期間内に既存市場の上場審査に準じた審査を受けることができることとし、その場合は、当該審査に適合しないときに、アンビシャスへの市場変更を行います。

### (4) その他

- ・ その他所要の改正を行います。

なお、「本所の定める日」は、平成21年11月9日といたします。

※以下の経過措置を講じます。

- ・ 4. の株主総会招集通知等の電磁的方法による提出に関する規定については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用します。

#### ・ 7. 支配株主との取引における開示の充実

(支配株主の有無等に関する書面の提出)

施行日において現に上場会社である会社は、支配株主の有無及び支配株主を有する場合には当該支配株主の氏名（法人の場合にあっては、商号又は名称）その他本所が必要と認める事項を記載した書面を、平成21年12月31日までに本所に提出するものとします。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出)

施行日において現に上場されている株券の発行者のうち支配株主を有する者は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成21年12月31日までに本所に提出するものとします。

(支配株主等に関する事項の開示)

平成22年3月1日以後終了する事業年度の経過後に行う開示から適用します。

以 上

企業行動規範の整備等に伴う上場制度の整備等のための「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	4
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	8
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	16
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	22
6. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	25
7. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	26
8. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	27
9. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	28
10. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	34
11. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	38
12. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	42
13. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	49
14. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	62
15. 第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表	69
16. 第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	71
17. 株券上場廃止基準の取扱い規則の一部改正新旧対照表	73
18. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	86
19. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	89

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、<u>企業行動規範に関する規則第14条</u>に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</p> <p>(8)の3・(9) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、<u>企業行動規範に関する規則第2条</u>に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</p> <p>(8)の3・(9) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>
<p>(同一種類の新株券の上場)</p> <p>第9条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 上場会社が<u>有償株主割当て</u>により新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(同一種類の新株券の上場)</p> <p>第9条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 上場会社が<u>有償株主割当て</u>により新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)</p> <p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場</p>	<p>(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)</p> <p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場</p>

廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び同条第20号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第11条の7 前3条の規定にかかわらず、アンビシヤスの上場会社が上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。）の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシヤスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシヤスから既存市場への上場市場の変更を行うものとする。

2 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。）がアンビシヤスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日（当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。

3 会社が株券上場審査基準第4条第2項の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が既存市場の上場会社であり、一の当事者がアンビシヤスの上場会社であって、かつ、既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。

廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

(申請によらない上場市場の変更)

第11条の7 前3条の規定にかかわらず、本所は必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。

(新設)

(新設)

4 前条第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

(吸収合併等の場合の市場変更に係る審査の申請)

第11条の8 本所は、前条第2項又は第3項に規定する本所が定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、前条第2項又は第3項にそれぞれ該当したものとみなす。

2 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

3 本所は、第1項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(新設)



株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等 a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に<u>対する</u>内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 株式の譲渡制限 上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと<u>又は上場の時まで</u>に制限を行わないこととなる見込みのあること。 ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等 a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に<u>添付される</u>内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 株式の譲渡制限 上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃</p>

止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

- (1) 上場株券が、その上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

- (2) 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

- (3) 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に

止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

- (1) 上場株券が、その上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）の合併による解散により上場廃止となる場合（上場会社がアンビシヤスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

- (2) 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（上場会社が当該行為を行うとともに、アンビシヤスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

- (3) 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に

承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

### 3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) (略)

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、アンビシャスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。))に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

### 3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) (略)

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第9号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第4条第2項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する行為に係る効力発生日が到来する新規上場申請者又は上場会社から適用する。

(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総 則 (目的等) 第1条 (略) 2 (略) (削る)</p> <p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、<u>本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。</u>)は、直ちにその内容(第1号aに該当する場合で、<u>第三者割当による募集株式等の割当てを行うときは、投資判断上重要なものとして本所が定める内容を含む。</u>)を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げる事実が発生した場合 a (略) b 主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下このbにおいて同じ。)又は筆頭株主(主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。以下同じ。</u>)で定めるものを除く。)の最も多い株主をいう。)の異動 c～f (略)</p>	<p>第1章 総 則 (目的等) 第1条 (略) 2 (略) <u>3 次章の規定は会社情報の適時開示について上場有価証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場有価証券の発行者は、同章の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。</u></p> <p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、<u>投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。</u>)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げる事実が発生した場合 a (略) b 主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下このbにおいて同じ。)又は筆頭株主(主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。)の最も多い株主をいう。)の異動 c～f (略)</p>

g 支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この規則において同じ。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。）の異動又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動

h・i（略）

j 親会社等（親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等

k～s（略）

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

u（略）

uの2 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v・w（略）

(3)～(5)（略）

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては

g 親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動

h・i（略）

j 親会社に係る破産手続開始の申立て等又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に係る破産手続開始の申立て等

k～s（略）

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u（略）

uの2 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v・w（略）

(3)～(5)（略）

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及

投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この項及び次項において同じ。)を有している場合において、上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに該当するとき(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認めるものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の親会社等の業務執行を決定する機関が、次のaからoまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- a 資本金の額の減少
- b 株式交換
- c 株式移転
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散(合併による解散を除く。)
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l 事業の全部又は一部の休止又は廃止

ぼす影響が軽微なものとして有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

n 新たな事業の開始

o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の2の2第1項に規定する公開買付け

(2) 上場会社の親会社等に次のaからcまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主又は筆頭株主の異動

c 不渡り等

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合

3の2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であつて、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示することを本所に書面により確約したときは、この限りでない。

(新設)

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の



関係が希薄であり上場会社が前項各号に掲げる事実を把握することが困難であると取引所が認める者である場合

(4) その他本所が適当と認める者である場合

4 (略)

5 (略)

6 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、企業行動規範に関する規則第14条に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

7 上場会社は、企業行動規範に関する規則の取扱い2.(1)に規定する有価証券(以下「CB等」という。)であって、本所が定める発行条件が付されたもの(以下「MSCB等」という。)を発行している場合は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が発行する有価証券に係る法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして前2号の規定を適用する。

8 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

(適時適切な会社情報の開示の実践)

3 (略)

4 (略)

5 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、第1条の2第1項に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

6 上場会社は、MSCB等(企業行動規範に関する規則第4条第1項に規定するMSCB等をいう。)を発行している場合は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

7 親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。)を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

第2条の2 第2章の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、同規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

(会社情報の開示に係る審査等)

第2条の3 上場会社は、第2章の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- (3) 開示する情報が投資者判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(会社情報の本所への説明)

第2条の4 上場有価証券の発行者は、第2条から第2条の2までの規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(会社情報の開示の方法)

第2条の5 第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、TDnet（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、TDnetの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条、第2

(新設)

(新設)

(会社情報の本所への説明)

第2条の2 上場有価証券の発行者は、前条の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(会社情報の開示の方法)

第2条の3 第2条の規定に基づく会社情報の開示は、TDnet（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、第2条の規定に基づく会社情報の開示は、TDnetの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条又は第

条の2又は第3条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 第2条の4及び第2条の5の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

### 第3章 書類の提出等

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

#### 第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中措置請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）を本所に提出するものとする。

(1)・(2) (略)

### 第4章 改善報告書の提出

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(1) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章に違反したと認める場合

(2) 企業行動規範に関する規則第2章に違反したと認める場合

2～4 (略)

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

#### 第15条 (略)

2 (略)

3条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 第2条の2及び第2条の3の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

### 第3章 書類の提出等

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

#### 第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中措置請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）を本所に提出するものとする。次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

### 第4章 改善報告書の提出

(第2章に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が第2章の規定に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(新設)

(新設)

2～4 (略)

(第3章に係る改善報告書の提出)

#### 第15条 (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条（第三者割当に係る部分に限る。）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第6項及び同条同項第3号の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるCB等から適用する。
- 4 改正後の第2条第8項の規定は、平成22年3月1日以後終了する事業年度の経過後に行う開示から適用する。

(虚偽記載に関する注意勧告)

第16条 本所は、上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当該上場会社に対して注意勧告を行うことができる。

2 前項の注意勧告を行った場合には、本所はその旨を公表するものとする。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (削る)</p> <p>第2章 遵守すべき事項 (第三者割当に係る遵守事項)</p> <p>第2条 <u>上場会社は、第三者割当(募集株式等の割当ての方法のうち、公募(一般募集による新株予約権の発行を含む。)、株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式等の割当てを行う場合(議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。)が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手</u></p> <p><u>(2) 当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認</u></p> <p>(株式分割等)</p> <p>第3条 上場会社は、<u>流通市場に混乱をもたらす</u></p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (略) <u>2 上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとする。</u></p> <p>第2章 株式等 (望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第2条 <u>上場会社は、上場株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</u></p> <p>(株式分割等に係る努力等)</p> <p>第3条 上場会社は、株式分割、株式無償割当</p>

おそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。

(MSCB等の発行に係る遵守事項)

(削る)

第4条 (略)

2 (略)

3 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)  
第2条第7項第3号の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

(削る)

(削る)

(上場会社の機関)

第6条 (略)

(公認会計士等)

第7条 上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人(以下

て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更(以下「株式分割等」という。)を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。

(MSCB等の発行に係る尊重義務)

第4条 上場会社は、MSCB等を発行する場合は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとする。

2 (略)

3 (略)

(新設)

第3章 機関等

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第6条 上場会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が別に定める事項を行うよう努めるものとする。

(上場会社の機関)

第7条 (略)

(公認会計士等)

第8条 上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人(以下

「公認会計士等」という。)として選任するものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

#### 第8条 (略)

(削る)

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第9条 上場会社は、買収防衛策(上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。))の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。)を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。)する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)～(4) (略)

(MBO等の開示に係る遵守事項)

第10条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)又は支配株主による公開買付けに関して、適時開示規則第2条第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。

(内部者取引の禁止)

「公認会計士等」という。)として選任するよう努めるものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

#### 第9条 (略)

#### 第4章 その他

(買収防衛策の導入に係る尊重事項)

第10条 上場会社は、買収防衛策(上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。))の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。)を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。)する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重するものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

第11条 上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引（法第166条及び第167条の規定により禁止される取引をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

（新設）

（反社会的勢力の排除）

第12条 上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係を有しないものとする。

（新設）

（流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止）

第13条 上場会社は、第2条から前条までの規定を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると本所が認める行為を行わないものとする。

（新設）

第3章 望まれる事項

（新設）

（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）

第14条 上場会社は、上場株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。

（新設）

（議決権行使を容易にするための環境整備）

第15条 上場会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が別に定める事項を行うよう努めるものとする。

（新設）

（上場会社監査事務所等による監査）

第16条 上場会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努

（新設）



めるものとする。

(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)

第17条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

(反社会的勢力排除に向けた体制整備等)

第18条 (略)

#### 第4章 公表

(公表措置)

第19条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 上場会社が適時開示規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
- (2) 上場会社が第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(削る)

(3) (略)

(削る)

2 第5条から第8条までの規定のいずれかに違反した場合又は前項第3号に該当した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(削る)

(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)

第11条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による法第166条及び法第167条の遵守を確保するために必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

(反社会的勢力排除に向けた体制整備等)

第12条 (略)

#### 第5章 公表等

(勧告及び公表措置)

第13条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、当該上場会社に対し勧告することができる。

- (1) 上場株券の最近の投資単位として本所が定める価格が50万円以上である場合
- (2) 上場会社が第4条第2項の規定に違反した場合その他の上場会社によるMSCB等の発行について流通市場への影響及び株主の権利への配慮が著しく欠けると本所が認める場合
- (3) 上場会社が第5条及び第7条から第9条までの規定のいずれかに違反した場合
- (4) (略)

2 前項の勧告を行った場合において勧告に沿った対応が当該上場会社によって行われないとき又は前項各号に掲げる場合であつて本所が必要と認めるときは、本所はその旨を公表することができる。

3 第1項第3号又は第4号に該当した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

4 本所は、次の各号に掲げる場合は、その旨を

平成20年6月1日改正付則

1・2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、第6条第2号及び第3号の規定は、アンビシャス上場会社においては当分の間、これを適用しないものとする。

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

3 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるC B等から適用する。

公表することができる。

(1) 上場会社が実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると本所が認める場合

(2) 上場会社が第10条各号に掲げる事項を尊重していないと本所が認める場合

平成20年6月1日改正付則

1・2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、第7条第2号及び第3号の規定は、アンビシャス上場会社においては当分の間、これを適用しないものとする。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損</u></p> <p><u>第三者割当により支配株主(親会社又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。)が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき</u></p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) 株主の権利の不当な制限</p> <p>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合。</p> <p>(18) (略)</p> <p><u>(19) 反社会的勢力の関与</u></p> <p><u>上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと本所が認めるとき</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) 株主の権利の不当な制限</p> <p>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合において、<u>6か月以内に当該状態が解消されないとき。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(19) (略)</u></p>
<p>(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第3号又は第5号から<u>第20号ま</u></p>	<p>(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第3号又は第5号から<u>第19号ま</u></p>

で（第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合

（不適当な合併等の審査に係る申請）

第3条の3 （略）

2 前項の申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第9号に該当したものとみなす。

3 （略）

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（1） 上場会社が第2条第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

（2） 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合

2～4 （略）

（上場廃止日）

で（第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合

（不適当な合併等の審査に係る申請）

第3条の3 （略）

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第9号に該当したものとみなす。

3 （略）

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第3条の5 本所は、上場会社が第2条第11号、第12号又は第19号に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（新設）

（新設）

2～4 （略）

（上場廃止前の取扱い）

第4条 上場株券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定める取扱いによるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第9号の2（第2条の2第3号による場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

第4条 当該銘柄がこの基準に該当する場合においても、本所が必要があると認めた時は、上場廃止前一定期間、市場において当該銘柄の売買を行わせることができる。

優先株に関する有価証券上場規程の特例一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 優先株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第3号dの規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 優先株の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a 上場社債券の発行者が上場会社である場合</p> <p>発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合</p> <p>b (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正後の第7条第1項第2号の規定は、施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a 上場社債券の発行者が上場会社である場合</p> <p>発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)まで若しくは第19号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合</p> <p>b (略)</p> <p>2 (略)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、  
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(上場廃止日)</u></p> <p>第11条 <u>受益証券の上場廃止が決定した場合における上場日の取扱いは、本所が定める取扱いによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p><u>(上場廃止前の売買)</u></p> <p>第11条 <u>投資信託委託会社又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号（第3号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めたときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。</u></p>



有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第8条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「<u>第三部</u>」及び「<u>第四部</u>」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「<u>第四部</u>」に準じて掲げたものの次に、</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第8条第2項に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「<u>第二部</u>」及び「<u>第三部</u>」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「<u>第三部</u>」に準じて掲げたものの次に、開示府</p>

に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは株券上場審査基準第4条第2項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第3号に規定する「第2号の6様式」（「第二部」、「第三部」及び「第五部）」に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第2号の6様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは株券上場審査基準第4条第2項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c～e (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～n (略)

nの2 相互会社(保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。)が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a)・(b) (略)

(c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し

nの3～o (略)

(5) (略)

### 3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(4)b及びlからmまでに規定する書類

c・d (略)

#### 11. の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との

c～e (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～n (略)

nの2 相互会社(保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。)が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a)・(b) (略)

(c) 保険業法第86条の2第1項に規定する書類の写し

nの3～o (略)

(5) (略)

### 3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(5)b及びlからmまでに規定する書類

c・d (略)

#### 11. の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報

取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。)

(2) ~ (5) (略)

14. 第9条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当てにより新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a ~ c (略)

(2) (略)

18. 第11条の7(吸収合併等の場合の上場市場の変更)関係

(1) 第1項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「既存市場の上場会社」と読み替える。

(2) 第2項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「アンビシヤスの上場会社」と読み替える。

(3) 第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、株券上場廃止基準第2条第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

(2) ~ (5) (略)

14. 第9条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当(有償優先出資者割当を含む。)により新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a ~ c (略)

(2) (略)

18. 第11条の7(申請によらない上場市場変更)関係

(1) 上場会社(アンビシヤスの上場会社を除く。)がアンビシヤスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。

(2) アンビシヤスの上場会社が上場会社(アンビシヤスの上場会社を除く。)の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシヤスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシヤスからの上場市場の変更を行うものとする。

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aの規定は、(1)及び前(2)の本所が定める行為について準用する。この場合において、(1)の本所が定める行為については、同取扱い1.(9)a中「非上場会社」とある

<p>(4) <u>第2項又は第3項に規定する3年以内とは、上場会社がこれらの規定に掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）をいうものとする。</u></p>	<p><u>のは「アンビシャスの上場会社」と、前(2)の本所が定める行為については、同取扱い1.(9)a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(5) <u>第2項及び第3項に規定する本所が定めた基準とは、株券上場審査基準第2条第1項各号及び株券上場審査基準第4条第1項各号に準じた基準をいうものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) <u>上場会社が第11条の8第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(7) <u>上場会社は第11条の8第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として100万円を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(8) <u>上場会社は、(7)に定める審査料については、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p>	
<p>20. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係</p>	<p>20. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係</p>
<p>第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>	<p>第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) <u>株券上場廃止基準第2条第9号の2(第2条の2第3号において読み替える場合を</u></p>	<p>(新設)</p>

含む。)

(4) 株券上場廃止基準の取扱い1.(11)

aからeまで

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 施行日において現に上場されている株券の発行者のうち支配株主を有する者は、改正後の有価証券上場規程に関する取扱い要領11.の4に掲げる事項を記載した第6条の5に規定する報告書を、平成21年12月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1.(11)

aからfまで

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下同じ。）が、次のイからニまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、次の（イ）及び（ロ）に掲げる状況にあること。</p> <p>(イ) 仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況（<u>企業グループの構造に関する観点を除く。</u>）に照らして、事業活動が安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者</p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下同じ。）が、次のイからニまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、次の（イ）及び（ロ）に掲げる状況にあること。</p> <p>(イ) 仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、事業活動が安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定</p>

との間で、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

イ・ロ（略）

(b)・(c)（略）

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、企業行動規範に関する規則第6条から第8条までの規定を遵守するものとする。

ロ（略）

(b)～(e)（略）

d（略）

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ（略）

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第9条各号に掲げる事項を遵守していること。

(b)～(d)（略）

(3)（略）

の者にとの間で、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

イ・ロ（略）

(b)・(c)（略）

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、企業行動規範に関する規則第7条から第9条までの規定を尊重するものとする。

ロ（略）

(b)～(e)（略）

d（略）

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ（略）

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。

(b)～(d)（略）

(3)（略）



4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 11. dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

b～d (略)

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第9条各号に掲げる事項を遵守していること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(c)～(e) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

b～d (略)

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。

(c)～(e) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者のうち国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者以外の新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（<u>募集株式の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募又は株主割当て以外の方法をいう。</u>）による募集株式（<u>会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。</u>以下同じ。）の割当て等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公開価格に係る仮条件の決定等)</p> <p>第3条の12 (略)</p> <p>2 <u>新規上場申請者及び元引受会員は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。</u></p> <p>第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、<u>第</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者のうち国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者以外の新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公開価格に係る仮条件の決定等)</p> <p>第3条の12 (略)</p> <p>2 元引受会員は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。</p> <p>第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、<u>株</u></p>

三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第18条 第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、第17条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が第17条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者の当該募集株式の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請

主割当その他本所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第18条 第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が、第17条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が第17条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者の当該募集株式の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請

日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（次条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合について準用する。

（ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制）

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により第17条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項又は前条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（第三者割当等による募集株式等の割当ての状況

日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。）の割当（募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（次条に規定する新株予約権を除く。）の割当を含む。以下同じ。）を行っている場合について準用する。

（ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制）

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により第17条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当を受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項又は前条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（第三者割当等による募集株式等の割当の状況に

に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当（以下「第三者割当等による募集株式等の割当」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第三者割当等による募集株式の<u>割当て</u>に関する規制の取扱い)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の<u>割当て</u>を行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。</p> <p>3 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) <u>割当て</u>を受けた者は、<u>割当て</u>を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、<u>割当て</u>を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取</p>	<p>(第三者割当等による募集株式の<u>割当</u>に関する規制の取扱い)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の<u>割当</u>を行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。</p> <p>3 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) <u>割当</u>を受けた者は、<u>割当</u>を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、<u>割当</u>を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取</p>

得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。

- (2) 割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。
- (5) 割当てを受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。
- (6) 割当てを受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内

と引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。

- (2) 割当を受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。
- (5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。
- (6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容



容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当てを行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当てを行っている場合

当該割当て後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 (略)

3 上場前公募等規則第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準

が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当てを行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当てを行っている場合

当該割当て後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 (略)

3 上場前公募等規則第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準

用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の割当てを行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又

用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の割当を行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。））」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予

は新株予約権（以下「取得株式等」という。）  
と読み替えるものとする

3～7 （略）

（ストックオプションとしての新株予約権の所有  
に関する規制の取扱い）

第19条 （略）

2 上場前公募等規則第20条の報酬としての割  
当てには、役員又は従業員等に新株予約権の発  
行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員  
又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる  
場合その他の有償で割り当てる場合を含むもの  
とする。

3 上場前公募等規則第20条に規定する「本所  
が定めるところにより」とは、次の各号に定め  
るところによるものとする。

（1） 上場申請日前において上場前公募等規  
則第20条の新株予約権の割当てを行って  
いる場合

（2） 上場申請日の後に上場前公募等規則第  
20条の新株予約権の割当てを行っている  
場合

当該新株予約権割当て後遅滞なく提出する  
ものとする。ただし、本所が上場を承認す  
る日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所  
が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる  
書面をいうものとする。

（1） （略）

（2） 新規上場申請者が役員又は従業員等に  
取得させる目的で新株予約権を割り当てる  
ものであることその他その割当てに関する  
事項を記載した取締役会の決議（委員会設  
置会社にあつては、執行役の決定を含む。）  
の内容を証する書

（3） 新規上場申請者と新規上場申請者から  
新株予約権の割当てを受けた役員又は従業

約権（以下「取得株式等」という。）と読み替  
えるものとする

3～7 （略）

（ストックオプションとしての新株予約権の所有  
に関する規制の取扱い）

第19条 （略）

2 上場前公募等規則第20条の報酬としての割  
当てには、役員又は従業員等に新株予約権の発行  
価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又  
は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場  
合その他の有償で割り当てる場合を含むものと  
する。

3 上場前公募等規則第20条に規定する「本所  
が定めるところにより」とは、次の各号に定め  
るところによるものとする。

（1） 上場申請日前において上場前公募等規  
則第20条の新株予約権の割当てを行って  
いる場合

（2） 上場申請日の後に上場前公募等規則第  
20条の新株予約権の割当てを行っている  
場合

当該新株予約権割当て後遅滞なく提出する  
ものとする。ただし、本所が上場を承認す  
る日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所  
が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる  
書面をいうものとする。

（1） （略）

（2） 新規上場申請者が役員又は従業員等に  
取得させる目的で新株予約権を割り当てる  
ものであることその他その割当てに関する事  
項を記載した取締役会の決議（委員会設置  
会社にあつては、執行役の決定を含む。）の  
内容を証する書

（3） 新規上場申請者と新規上場申請者から  
新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員

員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 (略)

6 第15条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第19条の2 (略)

2 (略)

等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 (略)

6 第15条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当を受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第19条の2 (略)

2 (略)

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書面

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載の取扱い)

第19条の4 第14条の規定は、上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の5 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の5において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

#### 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当に係る株主総会及びその割当に関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当を受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書面

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載の取扱い)

第19条の4 第14条の規定は、上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の5 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の5において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、<u>株主割当て</u>による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の全部又は一部を譲渡する場合</p> <p>事業の全部又は一部を譲渡する場合 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が<u>直前事</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する<u>投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの</u>として本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、<u>株主割当（優先出資者割当を含む。）</u>による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の全部又は一部を譲渡する場合</p> <p>事業の全部又は一部を譲渡する場合 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事</p>

業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) (略)

c～1 (略)

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。

a～i (略)

(2)の2 第1項に規定する投資判断上重要なものとして本所が定める内容は、次の各号に掲げる内容をいう。

a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容

業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額 (最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益(当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。) 未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益(当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。) 未満であると見込まれること。

(b) (略)

c～1 (略)

(2) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。

a～i (略)

(新設)

b 次の（a）及び（b）に掲げる事項（（b）に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。）

（a） 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

（b） 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等

c 企業行動規範に関する規則第2条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容（同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由）

d その他本所が投資判断上重要と認める事項

（3） 第2条第1項第2号gに規定する本所が定める者とは、自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主（親会社を除く。）をいう。

a 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）

b 当該主要株主及び前（a）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

（3） 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この（3）において同じ。）を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1.（2）dの（d）のロ又は4. dの（c）のロの規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この（3）（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親



会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。

- a 上場会社の親会社等の業務執行を決定する機関が、当該親会社等について第1号c、fの2からmまで、o又はqからsまでに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして（1）に掲げる基準（同（1）中「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。
- b 上場会社の親会社等に第2号a、b又はgからjまでに掲げる事実が発生したこと（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして（2）に掲げる基準（同（2）中「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。
- c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まったこと。

(4) (略)

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

- (1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分

(4) (略)

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

- (1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額(最近連結会計年度において連結経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の連結経常利益(当該5連結会計年度のうち連結経常利益が計上されていない連結会計年度については、連結経常利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額(最近連結会計年度において連結当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の連結当期純利益(当該5連結会計年度のうち連結当期純利益が計上されていない連結会計年度については、連結当期純利益金額をゼロとする。)の平均額が100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

b～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

(e) 上場会社の直前事業年度において孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(f) 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

h～k (略)

1 第1号oに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること

(e) 連結会社の最近連結会計年度において孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(f) 連結会社の最近連結会計年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が連結会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

h～k (略)

1 第1号oに掲げる事項

当該子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額又は債務超過額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(c) 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

m (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a～h (略)

(3) (略)

## 2. の2 第2条(会社情報の開示)第3項関係

(1) 1.(1) bからfまで、h及びiの規定は、第2条第3項に規定する本所が定める基準のうち、同項第1号における事実に係るものについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替えるものとする。

(2) 1.(2) aの規定は、第2条第3項に規定する本所が定める基準のうち、同項第2号における事実に係るものについて準用する。

## 2. の3 第2条(会社情報の開示)第8項関係

第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」とは、次の(1)から(6)までに定める事項をいうものとする。

(1)・(2) (略)

m (略)

(2) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a～h (略)

(3) (略)

(新設)

## 2. の2 第2条(会社情報の開示)第7項関係

第7項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が第2条第3項の2の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

(4) (略)

(5) 支配株主等の取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項をいう。）

a 親会社等

b 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及び当該会社等の子会社

(6) 有価証券上場規程の取扱い要領11.の4（1）に規定する指針（第4条の5の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1.の3（3）ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等の取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2. の4 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条から第2条の2まで又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

3. 第4条の2（開示注意銘柄の指定及び指定解除）関係

第1項に規定する「当該事実が開示されていないことを周知される必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- (1) 第2条から第2条の2までの規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合
- (2) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1) 第1項に規定する本所が定める基準は、1. (1)に規定する基準（同(1) a及び1を除く。）をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)～(e) (略)

(f) 上場会社が第三者割当による募集

2. の3 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

3. 第4条の2（開示注意銘柄の指定及び指定解除）関係

第1項に規定する「当該事実が開示されていないことを周知される必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- (1) 第2条の規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合
- (2) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準は、1. の3 (1)に規定する基準（同(1) a及び1を除く。）をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)～(e) (略)

(新設)

株式等の割当てを行う場合（割当てを受ける者の全てが上場会社又は本所の会員である場合を除く。）には、本所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

作成後直ちに

b～dの4 （略）

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の（a）から（f）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（f）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（d） （略）

（e） 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

（f） （略）

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の（a）から（g）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（e）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（f） （略）

（g） 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法784条

b～dの4 （略）

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の（a）から（f）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（f）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（d） （略）

（e） 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

（f） （略）

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の（a）から（g）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）、（b）、（d）及び（e）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（f） （略）

（g） 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法784条

第3項、第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)

前(f)に規定する書面

作成後直ちに

eの3～eの6 (略)

eの7 第2条第1項第1号tに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の支配株主である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

f～n (略)

(4)・(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a～c (略)

d 第2条第1項第2号tに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

受理後遅滞なく

(7) (略)

10. 第11条(株主に発送する書類の提出)

関係

上場会社は、株主に対して株主総会招集通知

第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合を除く。)

前(f)に規定する書面

作成後直ちに

eの3～eの6 (略)

eの7 第2条第1項第1号tに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の親会社である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

f～n (略)

(4)・(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a～c (略)

(新設)

(7) (略)

10. 第11条(株主等への発送書類の提出)

関係

(1) 第11条に規定する書類には、次に掲



書及びその添付書類を発送する場合には、発送する書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

1 1. 第 1 2 条（その他書類の提出）関係

第 1 2 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ～ g （略）

h 第 2 条第 3 項の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する第 2 条第 3 項各号に掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

i （略）

(削る)

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 改正後の 2. の 3 (5) に規定する取引のうち平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日以前に行われたもの及び改正後の 2. の 3 (6) に定める

げるものを含むものとする。

a 株主総会招集通知

b 前 a に添付される会社法第 4 3 7 条に規定する計算書類及び事業報告、監査報告書並びに会社法第 3 0 1 条第 1 項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c 株主総会決議通知書

(2) 第 1 1 条において、株主あての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合には、上場会社は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとり、本所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

1 1. 第 1 2 条（その他書類の提出）関係

第 1 2 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ～ g （略）

h 1. の 3 (3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同 (3) a から cに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

i （略）

1 3. 第 1 6 条（虚偽記載に関する注意勧告）関係

株券上場審査基準の取扱い 2. (7) a (虚偽記載) の規定は、第 1 6 条の場合に準用する。

履行状況のうち同日以前に係るものについては、改正後の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項に基づく開示の対象としないことができる。

3 改正後の5.(3)a(f)の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

4 改正後の10.の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時総会から適用する。

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. <u>第2条（第三者割当に係る遵守事項の取扱い）関係</u></p> <p><u>（1）第2条に規定する議決権の比率とは、次の算式により算出した値をいう。</u></p> <p><u>算式</u></p> <p><u><math>(A \div B) \times 100</math>（%）</u></p> <p><u>算式の符号</u></p> <p><u>A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）</u></p> <p><u>B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数</u></p> <p><u>（2）前（1）の規定にかかわらず、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して本所が前（1）に定める算式により算出した値によることが適当でないと認めた場合の第2条に規定する議決権の比率については、本所がその都度定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（3）第2条に規定する本所が定める者とは、自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主（親会社を除く。）をいう。</u></p> <p><u>a 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。）</u></p> <p><u>b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及</u></p>	<p>（新設）</p>

び当該会社等の子会社

- (4) 第2条に規定する当該割当ての緊急性が極めて高い場合とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより同条各号に掲げる手続のいずれも行うことが困難であると本所が認めた場合をいう。

2. 第4条（MSCB等の発行に係る遵守義務）  
関係

- (1) 第4条第1項に規定する「MSCB等」とは、上場会社が第三者割当てにより発行する次のaからcまでに掲げる有価証券（以下「CB等」という。）であって（2）に規定する発行条件が付されたものをいう。

a～c （略）

- (2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第2条第7項に規定する本所が定める発行条件とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下この条において「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。

- (3) 第4条第1項に規定する本所が必要と認める措置とは、上場会社がMSCB等を買受けようとする者（以下「買受人」

1. 第4条（MSCB等の発行に係る尊重義務）  
関係

- (1) 第4条第1項に規定する「MSCB等」とは、上場会社が第三者割当てその他50名に満たない者を相手方とする募集により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券であって、これらに付与又はこれらに表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件を付されたものをいう。

a～c （略）

（新設）

- (2) 第4条第2項に規定する本所が必要と認める措置とは、上場会社がMSCB等を買受けようとする者（以下「買受人」と

という。)と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株券等の数(以下「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨その他の(6)に規定する内容を定めることをいう。

(4) 前(3)に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。

a・b (略)

(5) (3)に規定する上場株券等の数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。

a・b (略)

(6) (3)に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。

a～d (略)

(7) (3)に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。

a～e (略)

(8) 第4条第2項に規定する本所が適当と認める場合とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他本所が適当と認める場合をいう。

a～d (略)

いう。)と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株券等の数(以下「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨その他の(5)に規定する内容を定めることをいう。

(3) 前(2)に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。

a・b (略)

(4) (2)に規定する上場株券等の数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。

a・b (略)

(5) (2)に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。

a～d (略)

(6) (2)に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。

a～e (略)

(7) 第4条第3項に規定する本所が適当と認める場合とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他本所が適当と認める場合をいう。

a～d (略)

3. 第12条（反社会的勢力の関与）関係

(1) 第12条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係とは、次のa及びbに掲げる関係をいう。

a 次の(a)から(d)までに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係

(a) 上場会社

(b) 上場会社の親会社等

(c) 上場会社の子会社

(d) 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）

b 前aのほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

4. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第15条に規定する本所が定める事項とは、次のaからfまでに掲げる事項をいう。

a～f （略）

(削る)

(新設)

2. 第6条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第6条に規定する本所が定める事項とは、次のaからfまでに掲げる事項をいう。

a～f （略）

3. 第13条（勧告及び公表措置）関係

(1) 第13条第1項第1号に規定する最近の投資単位として本所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における本所の売買立会における当該上場株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）をいう。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該上場株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直

近の最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

(2) 第13条第1項第1号の規定に基づく勧告は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第7項の規定に基づき開示された内容

b 投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)

c 株式の分布状況

(3) 第13条第1項第2号の規定に基づく勧告は、MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希釈化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容その他の事情を総合的に勘案して行う。

(4) 第13条第4項第1号に規定する流通市場への混乱をもたらすおそれがあるかどうかの認定は、株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等を総合的に勘案して行う。

(5) 第13条第4項第2号に規定する上場会社が第10条各号に掲げる事項を尊重していないかどうかの認定には、買収防衛策の内容、その開示状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

## 5. 第19条(公表措置)関係

(1) 上場会社が適時開示規則第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第1号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性

b 上場会社が適時開示規則第2章の規定に

(新設)

違反した経緯、原因及びその情状

c 当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況

(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 第2条の規定

第2条各号に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容

b 第3条の規定

株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等

c 第4条の規定

MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容

d 第9条の規定

買収防衛策の内容、その開示状況

e 第10条の規定

第10条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に対する表示についての開示における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の開示状況

f 第11条の規定

第11条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況

g 第12条の規定

第12条の規定の違反の内容、当該違反



が行われた経緯、原因及びその情状並びに  
反社会的勢力による関与を防止するための  
社内体制の整備状況

h 第13条の規定

流通市場の機能又は株主の権利の毀損の  
状況

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、<u>第三者割当(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、公募又は株主割当て以外の方法をいう。以下同じ。)</u>による募集株式の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当<u>その他50名に満たない者を相手方とする募集</u>により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、<u>株主以外の者に株式の割当てを受ける権利を付与する方法(以下「第三者割当」という。)</u>による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第5条 <u>前3条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による募集株式の割当てについて準用する。</u></p>

第5条 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

第6条 (略)

第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「本所が別に定める株式」とは、<u>割当て</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適用でないと本所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による募集株式の<u>割当て</u>を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) <u>割当て</u>を受けた者は、<u>割当て</u>を受けた日から2年間において、<u>割当て</u>を受けた株式(以下「割当株式」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、<u>割当て</u>を受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を本所に報告すること。</p> <p>(3) <u>割当て</u>を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、第三者割当による募集株式の<u>割当て</u>を行った場合には、第三者割当規則第2条</p>	<p>第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「本所が別に定める株式」とは、<u>割当</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適用でないと本所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による募集株式の<u>割当</u>を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) <u>割当</u>を受けた者は、<u>割当</u>を受けた日から2年間において、<u>割当</u>を受けた株式(以下「割当株式」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、<u>割当</u>を受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を本所に報告すること。</p> <p>(3) <u>割当</u>を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、第三者割当による募集株式の<u>割当</u>を行った場合には、第三者割当規則第2条に</p>

に規定する確約を証する書面を、募集株式の割当後直ちに本所に提出するものとする。

(削る)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

規定する確約を証する書面を、募集株式の割当後直ちに本所に提出するものとする。

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による募集株式の割当について準用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 第三者割当による株式の割当て</p> <p>(h) (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>(e) (略)</p> <p>c～g (略)</p> <p><u>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損</u></p> <p><u>第9号の2に規定する支配株主との取引の健全性の毀損の取扱いは次の各号に定め</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 第三者割当による株式の割当て又は<u>50名に満たない者に対する株式の割当て</u></p> <p>(h) (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、<u>50名に満たない者に対する株式の割当て</u>その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>(e) (略)</p> <p>c～g (略)</p> <p>(新設)</p>

るところによる。

- a 企業行動規範に関する取扱い1. (3)の規定は、第9号の2に規定する本所が定める者について準用する。
- b 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
- c 第9号の2に規定する3年以内とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいうものとする。
- d 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（前号に定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この1. (9)において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。
- e 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- f 第9号の2に規定する支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるときに該当するかどうかの審

査は、dに規定する書面及び前eに規定する報告の内容に基づき、支配株主との取引の合理性、取引条件の妥当性その他の事情を総合的に勘案して行う。

(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

(削る)

b 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、内部管理体制確認書、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該内部管理体制確認書、当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 内部管理体制確認書、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により上場会社に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する改善報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する



第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

c 第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、当該指定から3年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

d 前cのほか、本所が、第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

e aから前dまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12)・(13) (略)

(14) 株主の権利の不当な制限

第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして本所が認めた場合を含むものとする。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、

る規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

d 第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、本所に同条第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

e a及び前dのほか、本所が、第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

f aから前eまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12)・(13) (略)

(14) 株主の権利の不当な制限

a 第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして本所が認めた場合を含むものとする。

(a) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

(b) ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場

なお廃止(企業行動規範第9条第2号に規定する廃止をいう。)又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

d 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

合においても、なお廃止(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項第2号に規定する廃止をいう。)又は不発動とすることができないものの導入

(c) 拒否権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(5)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。)のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(5)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。))を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

(d) 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認め

e 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

f 企業行動規範に関する規則の取扱い 1.  
（1）に規定する議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

g 前 f に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合に該当するかどうかの審査は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案して行う。

h 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

i 前 h に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

（a） 議決権を失うこととなる株主の数

（b） 株式併合の目的

（c） キャッシュアウトされる株主の数

（削る）

る場合は、この限りでない。

（e） 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

b 第17号に規定する「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた日から起算して

(削る)

(15) (略)

(16) 反社会的勢力の関与

a 企業行動規範に関する規則の取扱い3.

(1)の規定は、第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係について準用する。

b 第19号に規定するその実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと本所が認めるときに該当するかどうかの審査は、反社会的勢力の関与を受けている事実の内容、当該関与を受けるに至った経緯、原因、反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況、金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況及び事案において特別に考慮すべき事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次のa及びbに掲げる場合において、当該a及びbに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。

b 株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号に掲げる場合

6か月目の日までの期間をいうものとする。

c 上場会社が買収防衛策を導入したことにより上場銘柄が第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときは、同号に規定する「6か月以内に当該状態が解消されないとき」に該当したものとして取り扱う。

(15) (略)

(新設)

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、本所が第2条第11号、第12号又は第19号に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

次の(a)及び(b)に定める事項

(a) 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、適時開示規則という。)第14条第1項若しくは第2項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(b) 適時開示規則第14条第3項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出された改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

(2) (略)

(3) 第3条の5第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～c (略)

d 企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守を確保するための体制の状況

e (略)

f (略)

g (略)

4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(削る)

(2) (略)

(3) 第3条の5第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次のaからfまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～c (略)

(新設)

d (略)

e (略)

f (略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1.(8)

bの(a)又は(b)(合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b 第2条第12号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の交付に係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

c 第2条第15号のうち、本取扱い1.(1

3) a又はb(株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)の規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止

(削る)

する。

d 第2条第18号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間(当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄(日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。)として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、当該期間を2か月間)とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a 第2条第3号に該当することとなった銘柄については、「本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)とする。

b 第2条第7号に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8) bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後で

ある場合は、当該日まで)とする。

c 第2条第19号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

(新設)

(1) 第2条第3号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、「本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日。

(2) 第2条第7号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

(新設)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)。

(3) 第2条第8号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合(同bに規定する合併による解散の場合にあつては、合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場

(新設)



される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(4) 第2条第12号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券 (新設)

新株式の交付に係る基準日の2日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前（休業日を除外する。）の日）。

(5) 第2条第15号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（13）a又はb（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）の規定に該当する上場株券 (新設)

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(6) 第2条第18号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（15）aの規定に該当する銘柄 (新設)

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(7) 第2条第20号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当することとなった (新設)

上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。

(8) 前(1)から(7)に掲げる上場株券  
以外の上場株券

本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1か月を経過した日(本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄(日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。)として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算して2か月を経過した日)。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の1.(14)fの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の1.(14)hの規定は、施行日以後に1.(14)hに規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、<u>(h)の2、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</u></p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p><u>(h)の2 株券上場廃止基準第2条第9号の2(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合。</u></p> <p>(i)～(m)の4 (略)</p> <p><u>(m)の5 株券上場廃止基準第2条第19号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合。</u></p> <p><u>ただし、株券上場廃止基準第2条第19号後段(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第20号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(i)～(m)の4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第19号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理</p>

銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(h)の2、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)若しくは同1.(13)a又は同4.(1)b若しくは同4.(1)dの規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 優先株については、次のとおりとする。

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日から優先株に関する特例の取扱い3.(4)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合  
本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 優先株については、次のとおりとする。

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日の翌日から優先株に関する特例の取扱い3.(4)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2)のa、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

#### 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

整理銘柄への指定期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2)のa、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、<u>これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、第14条及び<u>第15条</u>までに定めるところに準じるとをいうものとする。</p> <p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと<u>並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、第14条から<u>第16条</u>までに定めるところに準じるとをいうものとする。</p> <p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧</p>

に関する事項)

第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。

(1)～(5)

(6) 第6条第2項第3号に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

2～4 (略)

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 (略)

(削る)

(上場廃止日の取扱い)

第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合

投資信託契約が終了となる日の3日前の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前の日)

(2) 受益証券特例第10条第2項第5号に該当することとなった場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、本所がその都度決定する日

(3) 前各号のいずれにも該当しない場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月を

に関する事項)

第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。

(1)～(5)

(新設)

2～4 (略)

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 (略)

2 受益証券特例第10条第2項第3号の場合には、投資信託契約が終了となる日の3日前の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前の日)に上場廃止する。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く)のいずれかに該当することとなった投資信託委託会社又は受益証券は、原則として、第11条に規定する本所が必要であると認めたものとして取り扱う。

経過した日。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。

(削る)

(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)

第13条 受益証券特例第10条の2第3項の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) (略)

(2) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までとする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 前項の規定により本所が必要であると認めた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間（受益証券特例第10条第2項第5号に該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、本所がその都度決定する日まで）とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。

(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)

第13条 受益証券特例第10条の2第3項の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) (略)

(2) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a (略)

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、第11条第2項に定める期間、(原則として1か月)とする。